

芽室町図書館

運営指針



芽室町教育委員会

はじめに

多様化・高度化する学習要求に応えうる社会教育施設としての図書館、文化的なふれあいと憩いの場、あらゆる年齢層の町民が気軽に利用できる生涯学習の場として芽室町図書館は平成元年に開館しました。

時代の経過にともなう利用者ニーズの変化や生涯学習環境の変化に対応し、平成8年夜間開館実施、平成12年町ホームページでの図書館情報提供開始、平成15年ブックスタート開始、平成18年視聴覚資料館外個人貸出開始、平成20年祝日開館・図書館ホームページ開設・インターネット予約開始など図書館サービスの内容も更新・刷新を重ねてきました

令和5年度は第5期芽室町総合計画後期計画、第2期芽室町教育振興基本計画、第2期芽室町社会教育推進中期計画の初年度にあたり、学習機会の提供や情報発信、子どもの読書推進等に加えて図書館機能へ電子書籍の計画的な導入について触れています。

令和2年からのコロナ禍により全国的に電子図書館の導入が進み、十勝総合振興局管内で1館、道東地域としては2館の電子図書館が既に開館しています。これまで図書館活動は自治体が資料を購入して住民に閲覧・貸出を行うことが主体でしたが、電子図書館ではインターネット上で住民が利用できるライセンスを自治体が取得する仕組みになります。

紙の資料と電子情報を両立させた図書館運営を今後は執り進めることとなります。

図書館サービスにとって大きな転換点を迎えつつある現在の状況を踏まえ、当町の図書館運営をさらに総合的、計画的、効果的に推進していくため芽室町図書館運営方針を策定します。

目次

芽室町図書館運営指針

第5期芽室町総合計画	1
第2期芽室町教育振興基本計画	2
第2期芽室町社会教育推進中期計画	3
1. 運営の目標	4
2. 運営の基本	4
3. 資料及び情報の収集並びに提供等	5
4. レファレンス・サービス	6
5. 利用者に応じた図書館サービス	6
6. 多様な学習機会の提供	8
7. ボランティアの参加促進	10
8. 広報及び情報公開	11
9. 図書館職員のあり方	11
10. 図書館の危機管理体制	12
11. 開館日時等	12
12. 図書館協議会のあり方	13
13. 施設・整備	13

第5期芽室町総合計画

〈めざすべき将来像〉

みんなで創り みんなでつなぐ

ずっと輝くまち めむろ

まちづくりの基本目標

- ① 農業を軸とした活力と賑わいのあるまちづくり
- ② 心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり
- ③ 誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり
- ④ 自然と共生する災害に強い安心・安全のまちづくり
- ⑤ 住民と行政がともに考え未来へつなぐ自治のまちづくり

第2期芽室町教育振興基本計画

< 基本理念 >

「心豊かで 次代に輝く 芽室の人」を育む

- ・ 芽室町への愛着と誇りの醸成
- ・ 自己有用感の醸成
- ・ 夢への挑戦心の醸成

(施策目標)

- 1 自ら未来を拓く力を育む教育の推進
- 2 多様な学びと質の高い教育を保障する環境の確立
- 3 持続可能な地域づくりを支える教育の推進

第2期芽室町社会教育推進中期計画

< 基本理念 >

町民が生涯にわたり「いつでも」「どこでも」「だれでも」学び、心豊かで輝く人を育む地域づくり

(重点目標)

- 1 学びの基礎づくり
- 2 生涯を通じての生きがいづくり
- 3 共助社会の絆づくり

芽室町図書館運営指針〔令和5年度～令和8年度〕

1. 運営の目標

- ◇ 明るく開かれた図書館
- ◇ 情報を集積、発信する図書館
- ◇ 暮らしの中に根づく図書館

2 運営の基本

図書館は、町民の多様化した知的要求に応じて、資料の充実と提供を行い、全ての利用者に対応できるサービス体制の確立を図るとともに、知る自由を保障した生涯学習の場を充実させ、人と人のつながりを育む「ゆとり」「やすらぎ」の場を創造していくことを基本使命とし、「町民の誰もが気軽に利用できる図書館」をめざします。また、あわせて2015年国連サミットで採択されたSDGs全17目標の達成を目指すことも踏まえた図書館運営に努めます。

<重点項目>

1. 町民の図書館として、一人ひとりの声に耳を傾け、積極的に運営に反映させ、町民とともに、より良い図書館づくりに努めます。
2. 「子どもの読書活動推進計画」に基づき、家庭や地域、学校等の取組を支援する各種事業を展開し、子どもの自主的な読書活動を推進します。また、学校図書館の取組みに対する支援に努めます。
3. 職員は常に資質の向上を図り、資料の収集・提供や調査研究のためのレファレンス・サービス（利用者の調査支援）に取り組めます。
4. 生涯学習活動の拠点として読書推進・図書館振興に寄与する図書館事業を実施し、豊かな読書環境づくりに努めます。
5. 情報提供手段の拡大・高度化を図るとともに電子図書館の導入について計画的に検討し、地域の情報発信基地としての機能を充実させます。
6. 公共図書館等による相互貸借ネットワークによって確実な資料提供を行なうとともに、多様な情報要求に応えるため、蔵書の充実を図り幅広く奥行き深いサービスを行います。

3 資料及び情報の収集並びに提供等

- (1) 町民の要求に応えるための図書館は、生涯学習の中核施設です。人々が「心の豊かさ」や「いきがい」を得ようとすることを支援する施設として、子どもから大人まで個人のライフステージに対応した資料構成や情報提供に努めます。
- (2) 各種図書館との連携はもとより、教育、行政、産業、学術等幅広い施設や機関との連携を深め、ネットワークの強化を図ります。また、データベースの充実を図るとともに活用に努め、レファレンス・サービスの機能を強化し、情報サービスの充実を図ります。
- (3) 図書館は、地域の歴史、文化、経済、産業など地域のできごとや人々の営みを記録し、後世へ伝えゆく機能をもちます。今後の芽室町図書館は、地域のサービス拠点とするほか、郷土資料の収集にも努めます。そのためには、地域に散在する資料・情報を積極的に発掘し、まちの百科事典ともいべき地域資料の集積を創りだします。また、電子図書導入の検討にあわせて郷土資料のデジタル化の研究を行います。
- (4) 図書館では、いつでも最新の情報に触れることができるように新刊コーナー・雑誌コーナー・視聴覚資料等の充実を図ります。またインターネット等の検索システムを活用し、住民の多様な資料要求に的確に応じるようにします。
- (5) 図書館相互の連携・協力関係をもとに、本町に所蔵の無い資料を他の図書館から借用する「相互貸借制度」を積極的に活用し、利用者へのサービス向上に努めます。
- (6) 平成16年度から十勝管内の公共図書館では、市町村の枠を超えて町民以外でも「本」を貸し出す「広域貸出」を行っています。各図書館との連絡・協力のもとに利用者の資料要求に適切に対応します。
- (7) 資料の提供等にあたっては、複写機やコンピュータ等の情報・通信機器等の利用の拡大に伴い、職員や利用者による著作権等の侵害が発生しないよう、十分留意して参ります。

4. レファレンス・サービス

レファレンス・サービスは利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、職員が必要とされる資料を検索・提供・回答し助ける業務です。情報を求めている方に、他の図書館等と連携し積極的に情報を取り入れ、一貫性のある共通認識と理解をもって対応します。また、レファレンス・サービスの利用を促進するような体制と環境を用意し、利用状況、サービスの質の評価や改善を図り、今後とも図書館サービスの発展を保障するために職員に対する継続的研修を行い、レファレンス・サービスに係る専門的資質の向上、サービスの充実・高度化に努めます。

5. 利用者に応じた図書館サービス

(1) 最新情報・課題解決のための図書館

国際化、情報化、技術革新の進展など、社会情勢は急速な変化をしています。このような現代社会の変化に的確に反応していくためには、絶えず新たな知識や技術を生涯にわたって学んでいくことが必要です。

多くの人たちが読みたい本を探し、読書を楽しむための場所であると共に、読書全般に関する利用者の相談や要望に応じる施設として図書館は重要な役割を担っており、職員の資質向上に継続して努めて参ります。

(2) 滞在型利用

図書館には貸出を目的に来館する利用者が多い現状ですが、館内で本や新聞・雑誌を読んだり、視聴覚資料を鑑賞したり、自己の調査研究の場、仲間や知人との交流の場といった滞在型利用をする来館者もたくさんいます。これは、入館制限がなく無料で利用者の時間の許す限り気兼ねなく、自由に過ごせるといった図書館ならではの特征によるものです。各種の資料や地域の情報に触れることができ、心地良い時間を過ごすことができる施設として多くの方に利用いただけるよう努めます。

(3) 子どもの読書活動推進計画に基づく図書館サービス

子どもたちが夢と希望を持ち、健やかに育つためには、家庭・地域社会・学校が一体となり、子どもの生活全体を見直し、ゆとりの中で生活体験、社会体験など様々な活動を経験して、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などの「生きる力」を育むための環境づくりが求められています。

とりわけ読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていくうえで欠くことのできないものと考えられています。

すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自ら進んで読書活動を行うことができるような環境整備を図ることを目的として「第4期芽室町子どもの読書活動推進計画」を基本に、芽室町のすべての子どもが多種多様な機会、あらゆる場所で自ら進んで読書を楽しみ、知識や感性、創造力や好奇心を養い日常生活に織り込むことができるよう、今後とも、学校と連携を図り児童・生徒の読書力を高め、親子のふれあいを大切にする図書館を目指します。

(4) 乳幼児と保護者に対する図書館サービス

乳幼児教育は身体的、精神的基礎を養う上で極めて重要です。しかし、少子化、共働き世帯の増加など社会環境は変化し続けており、各家庭での育児に対する考え方も多様化している状況です。そのため乳幼児教育だけでなく、保護者の学習活動にも力を注ぐことが求められ、「家庭」を対象とした教育機会の推進が必要となっています。芽室町では子育てを支援する事業の一つとして10カ月健診での「ブックスタート」を行っています。これは赤ちゃんの時から本に親しむ機会をつくり、家族による絵本の読み聞かせにより、温かな人間関係を育み子どもの精神的な安定と人間相互の信頼関係の基礎を築くと言われ、子育て支援に寄与しているところであり、図書資料の貸出やおはなし会への参加等に反映されています。今後も継続して乳幼児期の文字や絵本の相談、読み聞かせのアドバイスなども行い、子どもの読書振興活動も同時に行っていきます。

(5) 他言語や外国に関する資料の提供

図書館は、地域における国際化の推進拠点として、外国語資料の収集・提供はもとより、外国語による資料相談にも応じ、外国人が気軽に立ち寄れる施設になるような国際的視野に立つことも必要であり、町民が異文化に対する理解を深めるためにも諸外国に関する資料や情報を提供できるよう努めます。

(6) 高齢者サービス

高齢化が進むなか、高齢者の方が時間にゆとりをもって読書を楽しんだり、学習することで、生きがいを見出すことは少なくありません。

反面、閉じこもりがちな人も数多く見られ、活動状況に個人差が大きい

のも高齢者世代の特徴となっています。

高齢者が生きがいを持てる学習環境の充実を図るとともに、蓄積した豊かな経験や知識、技術を若い世代へ伝えることができる学習機会の提供も必要であり、高齢者向きの資料収集とともに、長時間の滞在にも耐えられるような設備や高齢者に対応できるレファレンス・サービスの資質向上や利用促進に努めます。また、高齢者関係機関と連携し高齢者にもやさしい施設を目指していきます。

(7) 文化的活動の場としての図書館

文化的、精神的な豊かさを感じられる町民生活、地域社会づくりでは、図書館の役割は大変重要なものとなっています。今後も図書館には、町民自らが文化的創造を行っていくための的確な支援を行う事が求められると共に、生涯学習の拠点として、他の機関と連携し、学校支援、子ども支援、高齢者支援、職業訓練やインターンシップ、大学の図書館学の実習や民間活動支援など、提供するプログラムの多様な情報要求に応えるため、蔵書の充実、職員の資質の向上を図ります。

(8) ボランティアと地域活動

地域で暮らし、地域で生活する人々が主体となると同時に町民の声を反映し、町民によって支えられる図書館でなければなりません。そのためには、図書館運営への住民参加を図書館協議会やボランティア等によって実現することが必要です。また、学校や高齢者施設をはじめとする地域の他の施設、サービス機関との連携を図って参ります。

(9) 障がいのある方へのサービス

障がいのある方に対するサービスの充実のため、図書館北側玄関にスロープを整備、南側の駐車場には段差のない通路を完備し、また館内には多機能トイレを設置し障がいのある利用者に配慮した施設になっています。また、関係機関や団体と連携を図りながら、障がいのある方へ情報提供の機会を増やし、点字図書、朗読CDやカセットテープ、大活字本などの利用を啓発します。また電子図書は障がいのある方の読書推進に大いに役立つものでありその活用を含めた電子図書の導入の検討を行います。

6. 多様な学習機会の提供

(1) 課題解決の糧となる図書館機能

図書館は利用者の学びとしての読書だけではなく、さまざまな課題を抱える利用者に解決の手段を提供しています。環境問題、少子高齢化、産業や経済の活性化、国際問題など現代社会の直面する課題は枚挙に暇がありません。レファレンス・サービス、利用指導、テーマ別展示、パスファインダー（調査の際に参考資料や調べ方を紹介するテーマ別手引書）の作成などをつうじて利用者とともに課題解決に役立つ図書館となるよう努めていきます。

（２）各団体との協力

町民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、ブックスタート、読み聞かせ、読書感想文コンクール、鑑賞会、作品展示会などを主催し、他の社会教育施設、学校、関係団体と協力して、相互間の連携を図りながら、暮らしに根付いた多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動の場の提供、各学校等への移動文庫の充実など、資料の提供に努めます。

（３）図書館職員の資質向上

個人の「学び」を支えて、地域の課題解決能力を高めるために図書館職員は、単に利用者と資料の仲介者にとどまらずに、情報技術を駆使して地域にふさわしい情報の集積を構築し、同時に、系統的な学び方や調べ方、読み方についても相談にのります。また、利用者個人のプランに合わせて時間をかけて対応できる信頼された存在でなければなりません。そのためには、利用者にプライバシーが守られる安心感を与えることも大切な配慮となります。

（４）生涯学習への支援体制の確立

生涯学習とは、自らの意思によって自分に適した方法などを選択し、生きがいのある豊かな生活を送るため、生涯を通じてさまざまな学習を行うことです。

生涯学習の形態は多様で、目的や手段・方法も個人によって異なります。学校教育や社会教育などで行われている意図的・組織的な学習にとどまらず、スポーツ活動、レクリエーション活動、芸術・文化活動やボランティア活動など、幅広い活動を通して学ぶことが生涯学習といえます。このような現代社会の変化に的確に反応していくためには、学習で得た知識や技能を家庭、学校、地域などで活かすことにより、地域文化の向上、さらには、活力あるまちづくりの形成にも貢献することができます。このように、生涯学習は、個々人の人生を充実したものにするだけでなく地域

社会が目指す目的の実現にも大きな役割を果たすことが期待されます。

図書館は生涯学習を推進して「誰もが いつでも どこでも」学ぶことができる体制を整え、その成果が適切に評価され、活かすことのできる環境づくりをサポートしていきます。

7. ボランティアの参加促進

図書館では、利用者に親しまれ、利用しやすい図書館づくりを進めていくために、読み聞かせ、本の修理のほか、ボランティアサークルの皆さんの企画による行事など、現在、幅広い活動が行われています。町民の学習成果を生かし自己実現を図る場を提供するとともに、利用者の多様かつ高度なニーズに対応できるサービスの充実に資するために、図書館ボランティアサークルが結成され、開かれた図書館づくりの一環として、さまざまな分野で活動をしています。サークルは読み聞かせや工作、人形劇、布の絵本の作製、朗読を行う4団体が定期的に活動しています。芽室町図書館はボランティアサークルのバックアップ体制の強化に継続的に取り組んで参ります。

個人ボランティアは読み聞かせ、本の装備や修理、配架などの業務を定期的に、またはボランティア個人のスタイルに合わせた時間帯での活動を行っていただいています。サークルと個人、参加する方はその生活に合ったボランティアを選択して意欲的に活動いただいているところであり、新規の方は加入しやすく、継続している方は気軽に長く活動していけるよう適切な環境と支援体制を提供できるよう努めて参ります。

芽室町図書館で活動するボランティアは次のとおりです。

■サークル

- ・布の絵本サークル「ひよこひよこ」（平成2年12月発足）
布の絵本制作、修理をはじめ、視察、夏休み子ども教室の実施、町民文化展への出品などを行っています。
- ・朗読サークル「こずえの会」（平成10年8月発足）
昔話や民話の語り、お話し会、活動発表会の開催などの活動をしています。
- ・おやっこおはなし会（平成11年4月発足）
子どもたちが心豊かに育みことを願い、『ぷれいおんとかち』の皆さん

が絵本の読み聞かせ、手遊び、簡単な工作などを行っています。

- ・人形劇サークル「むぎの穂」（平成14年4月発足）
手作り人形で、子どもたちが喜び感動する作品づくりを目標に図書館を拠点に活動しています。子育て関連施設、町の行事などで公演をしています。また町外からの公演依頼もあり、活発な活動をしています。

■個人

- ・支援ボランティア 平成17年開始 毎週月曜日活動
資料の修理を行います。
- ・配架ボランティア 平成17年開始 随時活動
返却された資料の配架を行います。
- ・日曜お話し会ボランティア 平成22年開始 毎週日曜日活動
日曜お話し会で絵本や紙芝居の読み聞かせを行います。
- ・装備ボランティア 平成29年開始 毎週木曜日活動
新刊の装備を行います。

8. 広報及び情報公開

図書館に対する理解と関心を高めていただくためには、地域の新聞や報道機関も大変効果的であり、各種組織・団体と協力していくことも重要です。新たな利用者拡大を図るためにも広報誌「すまいる」や、「らいぶらりーにゆーす」、「すまいるボード」を活用し図書館の利用案内、イベント、展示会などの活動を広く知らせよう努めています。

平成20年度に芽室町図書館ホームページを開設し、役場フェイスブックや芽室町図書館公式ツイッターなどインターネットによる情報提供を行うことで最新の情報を広く提供しているところです。

紙媒体と電子媒体のそれぞれの特性をいかしたきめ細かい広報活動をさまざまな層に向けて行い、図書館振興に努めて参ります。

9. 図書館職員のあり方

- (1) 図書館長は、社会や地域の中で図書館がもつ意義や役割を認識しその

実現に向けて職員を統括し、迅速な意思決定を行うとともに図書館の管理運営に必要な知識・経験を有して、図書館機能を十分に発揮できるよう努めてまいります。

- (2) 図書館司書が行う具体的な業務は、図書館資料の収集、整理、保管、提供や、参考調査（レファレンス・サービス）、他の図書館との連携・協力を含み、さらに図書館ホームページ等の運用に至るまで図書館利用者の要求に応ずるためのあらゆる専門的な職務に従事します。そのためには、利用者個人の事情に合わせて対応し、プライバシーが守られる安心感を与えることも大切な配慮であることを十分に認識しなければなりません。地域に根ざした特色のある図書資料収集も重要であるとともに、各関係機関との連携・協力関係のもとに、相互貸借制度の利用やレファレンス・サービスの充実や地域文化の継承から新たな創造に向けての場として、図書館サービスの充実・向上を図るとともに、資料等の提供及び紹介等、専門的なサービス実施の為に資料等の提供及び紹介等、町民の高度で多様な要求に適切に応えるよう努めます。

10. 図書館の危機管理体制

図書館は、「安心」して「安全」に使用できる施設とみられてきましたが、現実として事件や事故に遭遇する可能性もあります。迷惑行為や盗難（利用者の持ち物、資料切り取り、持ち出し）、事故（館内、自転車置き場等）個人情報情報の流失などのトラブルの発生や、地震、水害等の自然災害や火災等の災害も視野に入れて、危機を回避し、被害を最小限にとどめるために、徹底した予防策を講じるとともに、危機発生時に誰がどの行動をするかを明確にしておくことが必要になります。図書館独自で図書館の特徴を考慮し、館内外で発生が想定されるあらゆる事態に対する「危機管理マニュアル」を職員全員が把握するとともに、定期的な訓練を実施し、危機発生時に迅速かつ的確な対応ができるよう努めます。

11. 開館日時等

利用者の多様な生活時間や地域の状況に配慮し、利用促進のため開館日・開館時間を設定します。

1 2. 図書館協議会のあり方

図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関です。

- (1) 図書館協議会は、地域の状況を踏まえ、利用者の声を十分に反映した図書館の運営がなされるよう意見が寄せられるように環境を整えます。
- (2) 図書館協議会の委員には、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めます。
- (3) 図書館の「指定管理者制度」導入の是非については、図書館協議会で検討し、平成22年度館長に直営による運営を答申しましたが、今後このことについて継続して研修を行っていきます。

1 3. 施設・整備

図書館の健全な発達を図るため、「公共図書館の設置及び運営上望ましい基準」に基づいて、図書館サービスの水準を達成し、開架・閲覧、収蔵、レファレンス・サービス、集会・展示、情報機器・視聴覚機器、事務管理などに必要な施設・整備を確保するよう努めるとともに、乳幼児、青少年、成人、高齢者及び障がいのある方などの利用に応じた必要な施設・整備を確保するよう努めます。

また、赤ちゃん連れや障がいのある方が利用しやすい出入り口のスロープ及び多機能トイレが整備され、また車椅子・歩行補助器・ベビーカーを設置し、障がいのある子どもやその保護者が、利用しやすいよう施設の充実を図り、読書環境の整備に努めます。